

国空予管第312号
平成24年10月30日

東京航空局長
大阪航空局長 殿

航 空 局 長

標準請書について

国土交通省航空局、東京航空局及び大阪航空局における契約手続きにおいて、国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領について（平成13年1月6日付け国官会第22号）別表第一の契約の種類のうち「建設工事」、「測量及び建設コンサルタント等」、「物品の製造」、「物品の販売」及び「役務の提供等」による契約金額が100万円を超え、かつ、150万円を超えない契約を締結するための各種標準請書を下記のとおり定めることとし、平成24年11月1日以降、当該請書による契約手続きの準備ができ次第速やかに適用することとするが、平成25年度契約に係る契約手続きまでには適用することとしたので、遺漏なきよう措置することとし、貴管下関係機関に対しても周知願います。

記

1. 工事請負請書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙1のとおり
2. 業務請書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2のとおり
3. 請負請書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙3のとおり
4. 単価請負請書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙4のとおり
5. 請書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙5のとおり
6. 単価請書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙6のとおり